

役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本盲人職能開発センター（以下、「法人」という。）の役員（理事、監事）及び評議員の報酬を定めるものである。

(理事報酬)

第2条 理事に対し、次により報酬を支給する。

(1) 理事長（非常勤） 月額報酬 100,000円

(2) 常務理事（常勤） 月額報酬 350,000円

期末報酬 400,000円

（6月、12月）

(3) 常務理事（非常勤） 年額報酬 4,000,000円以内

(4) (1)、(2)、(3)以外の理事

理事会への出席、その他理事長の要請により理事として法人の業務を行った場合、1日につき10,000円+源泉徴収額相当額

(監事報酬)

第3条 監事に対し、次により報酬を支給する。

(1) 理事会又は評議員会への出席、その他監事として監事監査以外の法人の業務又は法人に関わる業務を行った場合、1日につき10,000円+源泉徴収額相当額

(2) 監事監査を行った場合、1日につき15,000円+源泉徴収額相当額

(評議員報酬)

第4条 評議員に対し、次により報酬を支給する。

評議員会への出席、その他理事長の要請により評議員として法人の業務を行った場合、1日につき10,000円+源泉徴収額相当額

(交通費)

第5条 報酬の支給の対象となる業務を行うに際し、交通費が必要となる場合は、その実費を支給する。ただし、理事長が別に定める旅費規程により旅費が支給されるときは、この規程による交通費は支給しない。

(退職慰労金)

第6条 常務理事に対する退職慰労金の支給については、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等の退職手当共済制度の計算式（別表）によるものとする。

(兼務理事)

第7条 職員給与の支給を受ける理事については、この規程による報酬等を支給しない。

(報酬等の支給方法等)

第8条 理事長の月額報酬については、理事長又は常務理事に就任した日の属する月から当該理事を退任した日の属する月までの各月に支給する。ただし、理事長又は常務理事のいずれか一方の職を退任した月に他の一方の職に就任した場合は、常務理事の報酬のみを支給する。

2 常務理事の期末報酬については、6月1日又は12月1日に在任している場合に支給する。

3 報酬等の支給期日、支給方法は、次のとおりとする。

(1) 常務理事

職員給与の支給期日、支給方法に準じて支給する。

(2) (1)以外の理事、監事、評議員

原則として、報酬の対象となる業務を行った日後、速やかに銀行振り込みの方法により支給する。

(特例等)

第9条 常務理事の勤務形態が常勤ではない場合の報酬については、理事会は、第2条に定める額の範囲内で、勤務の状況等を勘案して適切な額とすることができる。

2 前項の場合のほか、この規程によりがたい場合は、別途、個別に理事会の提案に基づき評議員会が定めるものとする。

(役員の報酬総額)

第10条 定款第21条の規定により評議員会において定める報酬総額は、理事年額700万円、監事年額20万円とする。

附則

1 この規程は、平成29年度定時評議員会の終結の時から施行する。

2 前項の評議員会の開催に伴い支給する報酬等については、この規程を適用する。

3 平成30年3月28日一部改正